

## 熱中症の発症は7～8月がピークです 正しく理解して予防に努めましょう！

○問合せ先 健康ほけん課健康推進係 ☎内線 168、129

人間の体は、暑い環境での運動や作業を始めてから3～4日たないと体温調節が上手に働きません。そのため、急に暑くなったり、久しぶりに暑い環境で活動した時に熱中症で倒れる人が多くなっています。「水分補給」と「暑さを避ける」ことが大切なポイントです。以下のことにご注意ください。

### 【熱中症の予防】

#### 《小まめな水分・塩分の補給》

- ・のどの渇きを感じなくても、小まめに水分を補給しましょう。
- ・たくさん汗をかいた時は、スポーツドリンクや塩分を補給しましょう。

#### 《室内の環境調整》

- ・扇風機やエアコンを使って室温を調整しましょう。
- ・小まめな換気、すだれ、打ち水などで工夫しましょう。
- ・室温を確認しましょう。
- ・決して無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう！

#### 《体調に合わせての工夫》

- ・通気性の良い衣服を着用しましょう。
- ・保冷剤、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。

#### 《外出時の注意》

- ・日傘や帽子を着用しましょう。
- ・小まめな休憩をとりましょう。
- ・日中の暑い時間帯の外出はできるだけ控えましょう。

#### 《高齢の人は特に注意が必要です》

熱中症のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は、暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、体の調節機能も低下しています。

### 【熱中症の対応】

- ①涼しい場所へ避難させる。
- ②衣服を脱がせ、体を冷やす。
- ③水分、塩分を補給する。

※自分で水を飲めなかったり、意識がない場合は、直ちに救急隊を要請しましょう！



## 農地を借りたい農業者を募集します！

問合せ先 農業委員会

☎内線 231

〔公財〕長崎県農業振興公社（以下「県公社」という。）は、本年3月6日に農地中間管理機構（以下「機構」という。）として県知事の指定を受けました。機構は農地中間管理機構の実施に関する規定に基づき、第2回農用地等の借受希望者（受け手）の募集を行うこととしましたのでお知らせします。

「経営規模を拡大したい！」「分散した農地をまとめたいたい！」「新規に農業を始めたいたい！」という農業者の人は、お近くの窓口へ、ご応募ください。

### 【募集区域】

長崎県の全市町

### 【募集期間】

8月1日（金）～9月1日（月）

### 【応募して農地を借りた場合のメリット】

- ・地主さんとの貸借の手続きは、全て市町など（機構業務受託先）が行います。
- ・新規に農業を始めたとき、農地を簡単な手続きで借りることができます。

### 【募集方法】

県公社のホームページおよび募集要項へ掲載

### 【相談窓口】

松浦市農業委員会

### 【提出先】 松浦市農業委員会

※募集要項や申込書（農用地等借受申込書）は、相談窓口にあります。また、県公社のホームページからダウンロードできます。

<http://www7.ocn.ne.jp/~ngskoshu/>

## 地籍調査の実施について

問合せ先 建設課国土調査係  
☎内線 205

松浦市では市民の皆様の貴重な財産を保護するために、平成10年度から国土調査法に基づく地籍調査を実施しております。

### 【調査対象地区】

本年度につきましては、志佐町長野免・横辺田免、御厨町西田免のそれぞれの一部において現地調査を実施します。



### 【調査について】

一筆ごとに個々の土地の境界や地番・地目などを現地と字図を照らし合わせながら調査します。その際、土地所有者に境界杭の設置や境界立会をお願いし、必要に応じて分筆・合筆・地目変更などを聞き取ります。

◎市内全域の調査には長い年月を要します。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



## 平成 26 年度後期高齢者医療保険料の軽減措置について

○問合せ先 健康ほけん課国保係 ☎内線125  
長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095-816-3930

所得が少ない人の保険料については、世帯の所得に応じて次に掲げる割合の通り保険料の軽減措置が継続されます。

### ◆均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額	軽減割合	これらの軽減に 該当すると 	年間の均等割額 (46,800 円) が次のようになります。
33 万円以下の場合	8.5 割		7,000 円
※うち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (そのほか各種所得なし) の世帯	9 割		4,600 円
33 万円 + (24 万 5 千円 × 被保険者数) 以下の場合	5 割		23,400 円
33 万円 + (45 万円 × 被保険者数) 以下の場合	2 割		37,400 円

### ◆所得割額の軽減

賦課のもととなる所得額(前年中の総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた額)	軽減割合
58 万円以下の場合 (年金収入で 211 万円まで)	5 割

### ◆被扶養者であった人の軽減

制度加入直前に会社などの健康保険 (国民健康保険を除く) の被扶養者だった人は、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が 9 割軽減され、年間の保険料が 4,600 円となります。

※これらの軽減措置については、あらためて手続きをしていただく必要はありません。

※保険料の納付が困難なときは、分割納付などのご相談に応じていますので、お早めに上記問合せ先にご相談ください。また、失業や災害などの特別な事情がある場合には減免などの制度があります。

## 国民健康保険税の税率・税額が決まりました

### ○問合せ先

課税に関すること: 税務課市民税係 ☎内線 113、114、138

納付に関すること: 税務課徴収係 ☎内線 115、116、117、137

平成 26 年度における国民健康保険税の税率・税額は次の通りです。

国の基準の改正により後期高齢者支援金分および介護納付金分の課税限度額が 2 万円引き上げられました。

また、低所得者軽減の基準が緩和されたことにより、より多くの世帯が国保税の軽減を受けられるようになりました。これらにより中間所得者層の保険料の負担が軽減されることになります。

区 分	国民健康保険税			概 要
	医療給付費分 (税率・額)	後期高齢者支援金分 (税率・額)	介護納付金分 (税率・額)	
	26 年度	26 年度	26 年度	
所 得 割	8.2%	2.5%	1.9%	課税所得金額に対して
均 等 割 額	22,100 円	7,000 円	8,800 円	被保険者 1 人につき
平 等 割 額	19,400 円	6,200 円	4,800 円	1 世帯につき
課税限度額	510,000 円	160,000 円	140,000 円	年税額の最高限度額

### ●納税が困難な場合

特殊事情 (災害、会社倒産による失業、所得の激減、生活保護など) により生活が困窮し、本年度の納税が困難な人は、徴収猶予・減免措置などが受けられる場合がありますのでご相談ください。

※減免は、納期限の 7 日前までに申請が必要です。